

令和 7 年 7 月 10 日

第 7 回

議 事 錄

小国町農業委員会

令和7年第7回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年7月10日（木）午後1時30分から
2. 開催場所 おぐに町民センター 301号室
3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会長	石松 雄平
会長職務代理者	穴井 英雄
委員	田代 カズヨ
	穴井 幸子
	松野 英一
	時松 達也
	飯沼 由彦
	時松 浩一郎
農地利用最適化推進委員	上田地区 松本 和昭・河津 有隆

4. 欠席委員

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第1号番号3 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第2号番号1 農用地利用集積等促進計画案に関する意見
番号3 について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

- | | |
|-----------|-------|
| 事務局長 | 穴井 徹 |
| 事務局職員（係長） | 波多野 裕 |

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和7年第7回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、4番 松野英一委員、7番 時松浩一郎委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 日程第2 議案第1号 番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和7年7月10日提出。小国町農業委員会 会長 石松雄平 代読です。

議案第1号 番号1です。農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、共に〇〇が田、〇〇が畠、合計面積は、5,008 m²です。権利種別は、3条無償移転、譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。

詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。1ページが許可申請の写しです。2ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、畠が2,072 m²です。借入地は、ありません。3ページに作付け予定の作物と面積の記載があります。今回申請農地では、養蜂用のれん

げ、菜の花、ネリカ米、そばを無農薬で耕作するということです。その下の欄に農機具等の保有状況と農業に従事する者の数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。4 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。5 ページが 6 番に周辺地域との関係の記載があります。従来から無農薬で栽培しているということです。6 ページは、譲り受ける者の法令の遵守の状況等です。こちらは、本年度から新しく追加された申請に伴う資料です。7 ページから 8 ページが航空写真の位置図、9 ページに現地立会時の写真、10 ページが確認書になっております。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

- 議長　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の時松浩一郎農業委員から報告をお願いします。
- 7 番　　この案件については、7 月 2 日に私と松本推進委員、河津推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、管理がされている農地でした。すでに買い手の方が管理をしている状況です。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。
- 議長　　それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 3 番　　以前から無農薬でネリカ米を耕作されていましたか。
- 係長　　ネリカ米が栽培されていたかは不明ですが、れんげや菜の花は以前から栽培されています。養蜂用として 5 年前から活用されているようです。
- 5 番　　そちらは昔耐候性ハウスが建てられていましたか。
- 係長　　耐候性ハウスがあったことは、聞いておりません。
- 1 番　　数年前まで普通のハウスが建てられていたが、耐候性ハウスではなかったです。

- 3 番 ネリカ米は、通常の米と同じような抛出をされますか。
- 係 長 自家消費のみと思われます。
- 議 長 それでは、採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全 員 賛 成)
- 議 長 全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定します。
- 議 長 日程第3 議案第1号 番号2「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 係 長 同じく議案書の1ページを開いてください。議案第1号 番号2です。先ほどの案件の農地の隣接地です。農地の所在は、上田字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田、面積は、1,349m²です。権利種別は、3条無償移転、譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。
詳細は、タブレット端末の資料1の11ページからです。11ページが許可申請の写しです。所有者は先ほどの案件の親族です。12ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。先ほどの番号1と同じ状況です。13ページに作付け予定の作物と面積、こちらも先ほどの案件と同じ作物の種類と面積です。その下の欄に農機具等の保有状況農業に従事する者の数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。こちらも先ほどの案件と同じ記載となります。14ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。15ページが6番に周辺地域との関係の記載があります。16ページは、譲り受けの者の法令の遵守の状況等です。17ページから18ページが航空写真の位置図、先ほどの案件、番号1の隣接地です。19ページに現地立会時の写真、20ページが確認書になっております。農地法第3条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

- 議長　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の時松浩一郎農業委員から報告をお願いします。
- 7番　　この案件も番号1と同じく、7月2日に私と松本推進委員、河津推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、管理がされている農地でした。すでに買い手の方が管理をしている状況です。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。
- 議長　　それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 3番　　ネリカ米のことですが、小国の中でも耕作できますか。
- 係長　　実際に作れるかは、不明ですが、営農計画では、ネリカ米を栽培することです。養蜂用のれんげと菜の花の栽培がメインと思われます。
- 6番　　今回の無償移転、前の件もですが、贈与税の特例がありますよね。第三者の場合は、特例はありますか。
- 係長　　農地関係の制度として相続税や贈与税の納税猶予制度がありますが、第三者に対しての納税猶予制度はないと思われます。
- 4番　　現地確認の写真を見ると耕作したように見えないですが、管理されていますか。
- 係長　　サカキや果樹が植わっています。無農薬にこだわっているようなので荒っているようにみえますが、管理をされている形跡はありました。
- 議長　　それでは、採決いたします。議案第1号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号 番号2は原案のとおり決定します。
- 議長 日程第4 議案第1号 番号3「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 係長 同じく議案書の1ページを開いてください。議案第1号 番号3です。農地の所在は、上田字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の4筆です。地目は、登記簿、現況、4筆共に田、合計面積は、3,793 m²です。権利種別は、3条有償移転、譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。土地の価格は備考欄記載のとおりです。
詳細は、タブレット端末の資料1の21ページからです。21ページが許可申請の写しです。22ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。譲受人は農地の所有はありません。23ページに作付け予定の作物と面積、今回所有するところについては椎茸をハウス栽培するとお聞きしました。現に椎茸を3反ほど栽培しているという報告がありました。その下の欄に農機具等の保有状況農業に従事する者の数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。24ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。25ページが6番に周辺地域との関係の記載があります。26ページは、譲り受ける者の法令の遵守の状況等です。27ページから28ページが航空写真の位置図、29ページに現地立会時の写真、30ページが確認書になっております。農地法第3条の許可要件は満たしています。説明は以上です。
- 議長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の時松浩一郎農業委員から報告をお願いします。
- 7番 この案件については、7月2日に私と松本推進委員、河津推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、ハウスが設置されている農地でした。今後は、買い手の方が椎茸を栽培するために利用することです。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

5番 このハウスは、ほうれん草を作っていたハウスですか。譲渡人のハウスはこれが全部でしょうか。

係長 ほうれん草を栽培していたハウスです。他にもハウスはあると思われます。

議長 それでは、採決いたします。議案第1号 番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第1号 番号3は原案のとおり決定します。

議長 日程第5 議案第2号 番号1から番号3「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の3ページになります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和7年7月10日提出。小国町農業委員会 会長 石松雄平 代読です。

議案第2号 番号1です。農地の所在は、大字宮原字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、2筆共に田。面積は、合計2,399m²です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の使用貸借です。使用貸借のため賃借料は無償です。

次に番号2です。農地の所在は、大字黒渕字〇〇、〇〇、〇〇の3筆です。地目は、登記簿、現況、3筆共に田。面積は、合計2,455m²です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の使用貸借です。賃借料は無償です。

番号3です。農地の所在は、大字宮原字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、2,681m²です。内容は、新

規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

添付資料は、ありませんが、番号1が○○周辺の農地です。番号2が○○に向かう道の途中にある農地です。番号3が○○の奥に位置する農地です。説明は以上です。

議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長 それでは、採決いたします。議案第2号 番号1から番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第2号 番号1から番号3は原案のとおり決定します。

議長 以上をもちまして、小国町農業委員会第7回総会を閉会致します。

令和7年第7回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

4 番

7 番